

平成29年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(平成30年3月末現在) (No:1)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
1 林 (1)	H29.04.04 14:00  飛来物・落下物	治山	落石対策工事としてロープネット工のアンカー削孔作業を行っていた作業員が、上部からの落石に当たり負傷した  男32歳(右肩関節部打撲)約4週間の療養	・落石が集まるような窪んだ場所で、作業直上部だけでなく広範囲での落石対策がなされてなかった	・落石発生の可能性が高い箇所に、スロープネットを追加設置する ・親綱が地山と接触する箇所には、擦れによる落石を防ぐため単管などで対策を講じる ・落石が集まると思われる箇所または作業予定上部に、簡易な落石防護柵を設置する
2 土 (1)	H29.04.07 8:30  その他 (異常出水)	災害	大型ブロック積工の施工にあたり、災害により崩壊した井桁ブロック護岸を撤去し、切土掘削及び切土法面整形を行っていたところ、異常な出水により掘削面が洗掘され、隣接する民地の空石積を含む土砂が崩壊した  (物損事故) 公衆災害	・例年の同月としては異常な出水によるもので、想定以上の水位上昇により掘削切土法面が侵食され、掘削面上部の土砂が支持力不足となり崩壊した	・さらなる崩壊を防ぐため後背地に対して緩勾配で切土掘削を行う ・仮締切工には、ポンプ排水に加え排水管を敷設し、さらに出水時は必要に応じてポンプを増設し仮排水を強化する ・出水が予想される場合は、掘削面を大型土のうで保護もしくは埋戻し、作業箇所の洗掘を防止する
3 土 (2)	H29.04.14 13:30  建設機械	道路	生コンクリートの荷卸しをバケット1つでは入りきらないため、大・小2つの仮置きバケットで行っていた 大バケットから小バケットへ、バックホウで移す作業中に、バックホウのバケットの先が大バケットに当たり回転したため、荷卸し調整を行っていた作業員の左足親指に被さるように接触し負傷した  男62歳(左母趾基節骨骨折)加療1ヶ月間	・バックホウの動きに連動して、現場内の資材が動くことを想定しておらず確実に安全な場所に避難していなかった	・誘導者は、重機またはそれに伴い動く可能性のあるものから、安全な場所へ避難してから合図する ・オペレータは、作業員が安全な場所に移動したことを確認し、誘導員の合図により、重機を作動させる ・作業箇所では、あらゆるものが連動して動いたり、落ちてきたりするので、危険を想定した作業を行う
4 土 (3)	H29.04.19 9:50  埋設物	道路	車道路肩部法面の張コンクリート設置工事においてバックホウで土砂法面整形作業を行っていたところ、地面から深さ30cmのところにあった水道管(φ150mm)に石が引っ掛かり、プラグ(空気弁)を破損させた  (物損事故) 公衆災害(断水被害なし)	・水道管管理者から埋設位置や深さの情報が入手したが、管理者及び監督員の立会いを求めず施工者自らの判断で実施した ・発生箇所周辺での試掘を行わなかった	・工事着手前に関係機関に確認をとり、埋設物の位置を確認したうえでの施工を徹底する ・管理者不明のマンホール等を確認した場合は、監督員へ報告し確認がとれた後に施工する

平成29年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (平成30年3月末現在) (No:2)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
5 林 (2)	H29.04.25 11:30 転倒	治山	<p>山腹上部において索道用ワイヤーロープ設置のため、上部立木に折り返して主索ワイヤーロープどうしをワイヤークリップで固定する作業を行っていた主索ワイヤーロープが脱落しないために設置していた索道運搬用仮固定金具（キトクリップ）内から主索ワイヤーロープが下方にずり落ち、ワイヤーロープを持っていた作業員が引っ張られ転倒し、下方の木株に左肩と右膝をぶつけ負傷した</p> <p>男39歳（左肩関節挫傷・右膝関節挫傷）</p>	<p>・複数の要因により、主索ワイヤーロープに過度の回転応力が加わり、キトクリップのワイヤーロープへの負荷に緩みが生じ、ワイヤーロープが自重により下方へ滑り抜けた</p>	<p>・運搬作業時には主索ワイヤーロープの滑り止め対策として、キトクリップ上部の主索ワイヤーロープに主索用クリップ2個を固定設置し、滑り抜けを防止する</p> <p>・キトクリップの前後にあたる主索ワイヤーロープに、着色テープを巻くことにより、運搬作業中の主索ワイヤーロープとキトクリップとの位置のズレを監視者配置のうえ目視で確認する</p>
6 土 (4)	H29.05.15 9:30 埋設物	道路	<p>歩道新設工事において既設構造物取壊しのため、バックホウで路面掘削を行っていたところ、道路横断暗渠を伏越するため谷側へ迂回して布設されていた上水道管（VPφ150）の曲管離脱防止金具を重機バケットで破損させた</p> <p>（物損事故） 公衆災害（断水6軒、1時間半）</p>	<p>・請負業者は、15年程前に施工した道路改良工事の際に、山側に高山市上水道管が埋設されていることを承知していたことから、当該施工箇所も山側に埋設されているものと思い込み、改めて高山市へ上水道管理設置位置の確認及び現地立会を行わず掘削を行った</p>	<p>・地下埋設物の位置を地下埋設物管理者に必ず確認する</p> <p>・地下埋設物の位置が不明な場合は必ず埋設物管理者及び監督職員に立会を求め、適正な位置を協議のうえ決定し、試掘を行う</p>
7 土 (5)	H29.04.07 16:05 飛来物・落下物	道路	<p>地すべり対策事業の排土工事をバックホウで掘削、キャリアダンプで運搬し、自然斜面上から掘削土を落下させていた。隣接するコンクリート吹付法面上には昨年の作業による土砂が付着しており、降雨の影響で流動しやすくなっていた</p> <p>作業当日は、自然斜面途中で土砂が止まっておりコンクリート吹付法面上に落下した土砂の重みで、付着していた土砂と土砂塊になって一気に流れ出て道路を封鎖した、また仮設防護柵、ガードレールを損壊した</p> <p>（道路封鎖） 公衆災害（県道全面封鎖）</p>	<p>・自然に法尻まで落下するものと経験的な想定で判断していた</p> <p>・斜面途中で土砂が堆積していたことも確認していたが、問題ないと判断していた</p> <p>・コンクリート吹付法面上に付着していた土砂が降雨の影響で流動しやすくなっていた</p> <p>・斜面途中の堆積土、付着土を除去しなかった</p>	<p>・作業一時中断の基準である時間雨量10mmに、連続雨量50mmを加える</p> <p>・土砂は自然斜面方向へ落下させる</p> <p>・落下させる自然斜面面部は、できる限り溝状に掘削し、溜まった土砂は随時除去する</p> <p>・土砂落下部の窪地を拡大するとともに、堆積土砂は搬出し、絶えず半分以上の土砂容量を確保する</p>

平成29年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (平成30年3月末現在) (No:3)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
8 土 (6)	H29.06.09 8:45 交通事故	道路	ボーリング調査地点を移動するため、土地を借用していた地権者の敷地内を不整地運搬機で資機材の運搬を行っていた 資機材を積込むため不整地運搬機を前進させていたところ、敷地内の車庫からバックで出庫してきた地権者車両と接触し、地権者車両のリアバンパーを損傷させた (物損事故) <b>公衆災害</b>	・不整地運搬機操作者の周辺の確認不足、特に前方状況の確認が不足していた ・不整地運搬機操作者は、公道ではないため、車が来ることなど無いだろうと思いつみ、危険を予知せず運搬機操作を行った	・車輛通行がある場所では誘導者を配置 ・右左折時の一時停止と安全確認、操作前に周辺の障害物の有無を確認 ・操作者と誘導者の声掛け作業の実施 ・車両の出入りの可能性がある場所には、セーフティコーンを設置し注意喚起を行う
9 土 (7)	H29.06.21 9:40 草刈・除草	維持管理	北進車線の路側法面法尻の除草作業を行っていたところ、飛石防護板を飛び越えた飛石により、南進車線に信号待ちで停車していた一般車両の運転席側ウィンドウ2箇所を損傷させた (物損事故) <b>公衆災害</b>	・路側法面法尻を除草する際、車道側に石が飛ぶ方向に草刈機の刃が入ってしまった	・路側法面法尻ではバリカンタイプの刃を使用する ・刃の回転方向、飛石方向を予測した刈り方及び防護板の設置位置をKY時に全員で確認する
10 土 (8)	H29.06.27 7:30 転倒	砂防	側溝設置工において、県道歩道付近の側溝据付後の開口養生を敷鉄板にて塞ぎ、敷鉄板周辺をカラーコーン・コーンバーで立入禁止措置を行って作業を終了した 翌朝、自転車で登校中の中学生が敷鉄板と歩道路面との段差で転倒し、左手・左膝に擦り傷を負った (負傷) <b>公衆災害</b>	・歩道段差部の摺り付けがなされておらず、注意喚起看板が設置されていなかった ・立入禁止措置の位置が歩道上に張り出ており、第三者が容易に移動可能であった	・段差部は常温合材で擦り付けを施工する ・注意喚起看板、夜間照明の設置 ・第三者が容易に移動することができない堅固な立入禁止措置とする ・通学時間等の通行量の多い時間帯には監視員を配置する
11 土 (9)	H29.07.03 9:10 その他 (足場接触)	建築	塗装工事において養生作業のため、約1.6mの高さで脚立に足場板を固定し、脚立足場を設置していたところ、渡り廊下へ向かおうとした教諭が、養生シート等で脚立足場に気付かず頭部を足場板に接触させ、頭部裂傷及び頸部捻挫を負った (負傷) <b>公衆災害</b>	・第三者災害の防止対策として、立入禁止表示等の措置を怠った ・学校施設利用者に対する安全管理の観点における対策の検討が不十分であった	・学校側と事前に詳細な打合せ調整により、立入禁止及び通行止め措置を行い、元請け業者が確認後、作業を開始する ・第三者交錯部の作業時は、誘導員を配置する
12 土 (10)	H29.07.05 9:50 工具・資材	道路	法枠吹付の作業時において、吹付プラント計量器のミキサー上部に設置されたスリット枠に投入された砂が詰まったため、砂を落とそうとハンマーで叩いたところ、スリット枠がミキサー内に落下し、回転羽根に引き込まれ回転した後、再び引き上げられ落下し、開口部に添えていた左手の中指先端に当たり負傷した 男67歳(左中指末節骨開放骨折)	・ミキサーを停止させずに清掃作業を行った	・異常時には機械を停止してから処置を行う ・ミキサー開口部を防護ネットで塞ぎ「運転時開けるな!」「清掃作業時はミキサー停止の徹底」との注意喚起を掲示

平成29年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (平成30年3月末現在) (No:4)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
13 土 (11)	H29.07.20 15:00  埋設物	道路	防護柵設置(土中式ガードパイプ)のため、杭打機で支柱の打込作業を行っていたところ、既設水道管(鑄鉄管φ200mm)に支柱が接触し損傷させた 翌日、不断水工法で断水せずに復旧作業を行った  (物損事故) <b>公衆災害(断水被害なし)</b>	・埋設物の事前調査について、確認すべき管理者に漏れがあった ・打込み途中で施工状況が変化したにも関わらず、確認を行わなかった	・地下埋設物責任者を選定し、埋設物チェックリストを活用した事前確認を徹底する ・打込み途中で施工状況が変化した場合作業を中止して監督員に報告し、確認を行う
14 土 (12)	H29.07.24 9:40  草刈・除草	維持管理	県道路側法面の草刈作業中、上部で草刈を行っていた作業員がバランスを崩して転倒し、草刈機とともに斜面を滑り落ち、下部で草刈を行っていた作業員の左前腕部に草刈機の刃が当たり負傷した  男76歳(左橈骨骨幹部骨折) 休業3ヶ月	・複数名で作業する際の作業員間距離が近く、作業員も刈払中の危険な作業間隔について深く認識していなかった ・現場主任技術者が一時作業現場から離れたために、作業の安全監視を怠った ・法面作業に対応した履物を使用していなかった	・刈払作業中は、作業員から5m以内を危険区域とし、この区域内に他の作業員を立ち入らせない監視役を配置する ・滑りやすい法面作業では、スパイク付きを原則とする ・刈払作業は、刈払機取扱作業安全衛生教育を受けた者とし、修了証により受講の有無を確認する ・法面作業では、下方向への草刈作業は行わない
15 農 (1)	H29.07.24 14:50  架空物	その他	鳥インフルエンザ埋却候補地調査のため、農場内でボーリング調査を実施後、クレーン付トラックのクレーン部を車両の外側に向け、自走式ボーリングマシン等を荷台に乗せ、農場退場時の車両消毒を受けるため、農場内を移動していた。この時、クレーンを格納することを忘れていたため、クレーンが給餌機の飼料搬送用管の支柱に接触し、支柱、飼料搬送用管及び管内スクリー等を損壊させた  (物損事故) <b>公衆災害</b>	・気密性の高い防護服を着用して屋外作業を行ったため疲労が蓄積し、注意力が低下したことにより、クレーンの格納を失念した	・搬出入時の経路、支障物の事前把握及び安全確認の徹底 ・作業員の健康管理の徹底と十分な休憩時間の確保 ・安全ミーティングの手法を口頭伝達から聞き取りに見直し
16 土 (13)	H29.08.26 14:00  飛来物・落下物	道路	スノーシェッド山側下部工の背面盛土用の土砂をダンプからベッセル(運搬用バケット)に移し替える際、ベッセル内の石とダンプ荷台から落下した石が当たり欠けた破片が通行車両に当たり損傷させた  (物損事故) <b>公衆災害</b>	・ダンプからベッセルに土砂を移し替える際、一般車両の通行止めを行わなかった ・防護ネット等の飛散防止対策を怠った	・ベッセル吊り込み時等に加え、土砂移し替え時も、一般車両の通行止めを行う ・飛散防止対策として防護ネットを配置する

平成29年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (平成30年3月末現在) (No:5)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
17 土 (14)	H29.09.03 8:45 墜落・転落	河川	220tクレーンを骨材製造設備の中段ヤードから一次破砕ヤードへ移動する作業において、トレーラー運転手が、カウンターウェイトの荷締めを終了し、トレーラー前方の高さ1.1mの昇降箇所からスタンション(鋼製パイプ)につかまりながら後ろ向きに降りようとしたところ、地面に転落し、左の頭、肩、膝を打った  男57歳(軽い脳震とう)	・KY活動時には、昇降時に転落する危険を想定し、立馬を使用するよう具体的な対策を明記し、現場も使用できる状況にあったが、被災者の運転手まで対策が徹底されておらず、上位請負会社の職長による安全対策の確認も不十分であった	・荷台上の荷締め・荷解き作業で1.5m以上の荷台に昇降する場合には、必ず立馬を使用する ・短期(スポット)で入場する作業員にも、KY活動を実施するだけでなく、元請職員や上位請負会社の職長等が、常に目を配り、安全対策を徹底させる
18 土 (15)	H29.09.05 14:30 埋設物	道路	道路拡幅改良工事で既設排水路の取壊しを行っていた際、排水路底版に宅内引込み水道管(PPφ20mm)が固着しており、コンクリート殻の除去とともに、水道管が引っ張られ破損した  (物損事故) 公衆災害(断水1軒、5時間半)	・水道管理者との事前立会いのもと試掘を行う等、必要な措置はなされていたものの、水道管が想定外の位置(縦断方向で約3mずれていた)にあった	・埋設物近接作業では、人力による掘削や取壊し等、より慎重に作業を行う ・立会いや試掘を行っていても、埋設物の位置や埋設深が想定と異なる可能性があることに留意して作業を行う
19 林 (3)	H29.09.08 8:50 架空物	治山	現場事務所(プレハブ)をクレーン付トラック(4t)で運転者がクレーンを操作して設置した。その後、運転者はクレーン付トラックのブームを上げ伸ばしたまま走行したため、市道上空を横断するNTT回線(浄水場異常管理線)と大垣市ケーブルテレビ(光ケーブル)を切断した  (物損事故) 公衆災害(3時間半後、仮復旧完了)	・クレーン作業の無資格者が、クレーンを操作した ・作業前に架空線があることを周知していなかった ・撤収作業時の安全確認を1人で行っており、クレーンの収納確認を見落とした ・架空線の表示措置、防護管の設置を行っていなかった ・クレーン未収納時の安全警報装置の無いクレーン付トラックを使用した	・全作業員の保有資格を資格者証等で再度確認する ・作業前KY活動において、資格が必要な作業を確認するとともに、有資格者による作業を徹底する ・有資格者を計画的に増員する ・架空線付近の作業時における誘導員の配置を徹底する ・架空線に注意喚起の赤三角旗及び防護管を設置する ・運転席に「アウトリガー・ブーム収納確認」のカードを貼る
20 農 (2)	H29.09.13 7:55 架空物	農地	ほ場整備工事において、畦畔の土羽打ち作業を行うため、バックホウを所定位置まで移動させる途中、バックホウアームで頭上の架空線(中部テレコミュニケーション(株)の通信ケーブルワイヤー)を引掛け、その張力で電柱(中部電力(株))を倒壊させたが、電線及び通信ケーブルは切断されなかった。  (物損事故) 公衆災害(通信被害なし)	・工事発生個所の架空線は蛍光テープで表示していたが、防護管は設置していなかった ・工事発生個所直下には注意看板を設置していなかった ・監視員を配置していなかった	・架空線横断個所に監視員(旗、笛を携帯)を配置し、重機オペレータに合図を送る ・架空線に防護管を設置する ・架空線下の重機走行(横断)場所を限定し、通路を明示する ・架空線ありの注意看板を架空線付近に追加設置する

平成29年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(平成30年3月末現在) (No:6)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
21 土 (16)	H29.09.18 1:00 墜落・転落	維持管理	台風18号による倒木処理のため、道路山留ブロック上部に梯子を掛け、擁壁を超えて道路を塞いだ倒木をチェーンソーで切る作業中、切り落とした木が梯子の下部に当りバランスが崩れて、約3.5mの高さから転落し左手首を骨折した  男54歳(左橈骨遠位端骨折)加療6週間	・安全帯のフックを固定された箇所に掛けていなかった ・梯子の固定を行っていなかった	・2m以上の高所作業時は、安全帯の使用を徹底する ・移動梯子を使用する際は、梯子の固定措置を徹底する ・安全対策に関する教育を再度行う
22 土 (17)	H29.09.19 13:40 工具・資材	維持管理	台風18号による倒木の処理を行っていた際、右手でチェーンソーを持ち、左手で枝を掴みながら、倒木を小割していたところ、チェーンソーがキックバックし、左前腕部を挫創した  男65歳(左前腕部挫創)安静療養2ヶ月間	・チェーンソーは両手でハンドルを握って使用すべきところ、作業員の気の緩みから、片手で使用してしまった ・保護帽、作業服、手袋、安全靴は着用していたが、防護具は未着用だった	・作業前の指差呼称、安全プラカード読み上げ等、安全管理の更なる徹底を図る ・チェーンソーに注意喚起「片手使用禁止」、「キックバック注意」のシールを貼る ・保護具(作業用腕カバー等)を着用する
23 土 (18)	H29.09.29 9:20 建設機械	道路	舗装補修工事において、バックホウを使用して舗装版を破砕した廃材をダンプトラックに積込む作業中、バックホウを旋回させる際に、路肩側に電柱があったため、やむを得ず車線側に旋回したところ、走行車線を徐行していた一般通行車両にバックホウのバケットが接触し、フロントガラスを損傷させた  (物損事故) <b>公衆災害</b>	・通行車線にはみ出すことなく片側通行規制で施工するには、小旋回バックホウを使うか、ダンプトラックをバックホウ前方かつ同一方向に配置して、バックホウが旋回しない施工方法を選択すべきであったところ、小旋回バックホウの手配ができなかったため、安易に通常のバックホウで車道側へ旋回する方法を選択した ・現場作業を監視・把握し、前後の交通整理員と一般車両の通行を調整すべき役割を交通整理員に任せていた ・オペレータ自身による一般車両の目視確認不足	・ダンプトラックをバックホウの前方かつ同一方向に配置し、旋回による事故のリスクをなくす ・やむを得ず、バックホウを車道側に旋回する方法を選択した場合は、一般車両の通行を制限する ・現場を熟知した監視員を別途配置し、各作業の指示をすることで、情報の一本化を図り、現場の共通認識を徹底させる ・交通誘導員は監視員との連絡を密にして交通処理にあたる ・一般車両通行時には、作業を中止する ・詳細な作業手順書を作成し、各作業員に徹底させる
24 林 (4)	H29.10.02 11:15 工具・資材	治山	治山施設(谷止工)点検のため、支障となる灌木の伐採作業を腰鉈で行っていたところ、勢い余って自身の右膝に当たり切創した  男49歳(右膝切創)全治1週間	・当該作業に適しており普段使用していたうなぎ鉈が無かったため、腰鉈を使用した ・天候の悪化を気にし、急いで作業していた ・伐採作業に関する安全対策の認識が不足していた	・作業に合った道具を使用する ・無理のない工程計画を立て、KY等で再確認を行う ・伐採作業における安全対策について、社内研修で情報共有を図るとともに、業務計画書に明記する

平成29年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (平成30年3月末現在) (No:7)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
25 土 (19)	H29.08.29 10:50 交通事故	建築	4tトラックで資材を搬入しようと、現場入り口前で切り返してバックした際、構内駐車場内に停車してあった一般車両に接触し損傷させた  (物損事故) <b>公衆災害</b>	・工事車両通行時、駐車場内に交通整理員が配置されていなかった	・資材及び重機等の搬出入時等、工事車両通行時には交通整理員を配置する ・工事作業用駐車区域以外には、工事関係車両を駐車しない
26 土 (20)	H29.10.21 14:15 架空物	道路	工事現場内の台風対策を実施するためバックホウを移動させていた際、アームを折りたたまず移動したため、架空線(コンビニエンスストアへのNTT引込線:光ケーブル2本、3回線)を破損させた。破損事故により、ATM入出金、チケット販売、商品発注等ができなくなる通信障害が発生した  (物損事故) <b>公衆災害(通信遮断7時間20分)</b>	・道路での作業では、誘導員を配置しその誘導により運転することとしていたが、台風対策で人手が不足し重機を移動する誘導員が不在であった ・重機のオペレータが台風対策に焦り、バックホウのアームを折りたたまず移動した	・架空線箇所単管パイプ等で架空線より約0.5m下に旗付きトラロープを設置しオペレータに注意喚起を図る ・架空線箇所の前後にA型バリケード(「合図者を呼べ」と提示)を設置することで、合図者無しでは重機の往来を不可能にする
27 土 (21)	H29.10.24 13:30 埋設物	道路	道路照明灯の基礎(スパイラルダクトφ500 L=2100)を設置するため、試掘により上水道管及び下水道管の位置出しを行った後、アースオーガで掘削作業を行ったところ、下水道管(VUφ150)を破損させた  (物損事故) <b>公衆災害</b>	・下水道管と十分な離隔を確保せず、アースオーガで掘削作業を行ったため周辺の固い土砂を巻き込み、下水道管に負荷が掛かった	・埋設物管理者に、埋設位置、最低離隔を確認する ・試掘の実施を再度徹底するとともに、埋設物の位置を確認し、離隔が取れない場合は、監督員へ報告・協議する
28 農 (3)	H29.11.02 13:55 架空物	農道	路面改良工事に使用するバックホウを農道際にある土場へ移動させる際に、頭上のNTT架空線の確認を怠り、アームを上げたまま移動したため、架空線に接触し切断させた  (物損事故) <b>公衆災害(通信遮断7軒、7時間)</b>	・工事区間と同様に土場付近でも路肩から離れた位置に架空線があるものと思い込み、架空線の存在を見落とした ・土場へ移動させるだけの作業(準備工)であったため、注意を欠き、見張員の配置を怠った	・工事区間全線に防護管を設置し、土場入口に注意看板を設置する ・架空線付近での重機作業には見張員を配置し、無線等でオペレータと合図確認を行う ・作業開始前に重機作業計画書を作成し現地確認を行い、周知徹底を図る
29 土 (22)	H29.11.02 14:00 墜落・転落	建築	シャワー室で6尺のアルミ製脚立を使用して、給水・給湯の天井配管のラッキング材の仕上げシール打ち作業において、入口横の上部を施工する際、壁に取り付けられた脱衣棚(H1,700mm)に足を掛けて作業しようとしたところ、脱衣棚が脱落、作業員も転落し左胸を強打、肋骨4本を骨折した  男47歳(肋骨骨折)加療4週間	・ベテラン作業員本人の仕事に対する慣れや危険軽視に起因する不注意 ・安全確保に関する危険予知活動等の取組や安全意識の形骸化	・施工手順や安全留意事項の確認と不安全行動を行わないよう再度周知徹底する ・安全衛生活動の形骸化を防ぐため、作業現場で行う「現場KY活動」を実施する

平成29年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (平成30年3月末現在) (No:8)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
30 農 (4)	H29.11.15 13:30 埋設物	農地	水田用管水路(石綿管φ400mm)の撤去工事を行うため、バックホウで掘削作業中に、並行して布設されていた畑地かんがい用管水路(VPφ75mm)を破損させた  (物損事故) 公衆災害(営農被害なし)	・契約図面では、破損した管水路は事故発生箇所まで2.8mの離隔があったことから、埋設管は無いものと思い込み、バックホウによる掘削作業に慎重を欠いた ・必要に応じて、試掘を行い埋設管の位置を確認すべきだった	・掘削時は、現地の土質の違い、埋設表示テープの有無等を確認しながら慎重に作業を行う ・契約図面があっても必要に応じて、試掘を行い埋設物の位置を事前に確認する
31 林 (5)	H29.11.20 9:56 架空物	治山	路面整地作業を行っていたバックホウが、山側に寄ってダンプトラックとすれ違い後、元の位置に戻るため旋回して向きを変えようとした際に、近傍のカエデの木を損傷させないようにブームを引き上げたため、アームがNTT架空線に接触し切断させた  (物損事故) 公衆災害(通信被害なし)	・本体工事現場から離れた箇所の一時的な作業(作業道路面整地)であったため、架空線に対する調査・対策が不十分であった ・誘導、監視員が持ち場を離れた ・バックホウ運転手の注意不足	・自社の工事前調査チェックリストに一時的作業時の注意点を追加記載する ・誘導、監視員は持ち場を離れない、離れる際は作業を中断する ・架空線より低い位置に目印ロープを張る
32 農 (5)	H29.12.04 15:05 埋設物	中山間	用水路改修工事において、既設現場打ち水路を取り壊した後、水路畦畔をバックホウで掘削したところ、地中に埋設してあった上水道管(引込管PPφ20mm)を引掛け切断した  (物損事故) 公衆災害(断水1軒、1時間50分)	・現況が水路畦畔であったため、地下埋設物の存在を十分確認せず作業を行った	・掘削作業が発生する場合は、監督員と地下埋設物調査の有無を協議し、受注者により地下埋設物調査を実施し報告する ・地下埋設物がある場合は、管理者立会いの下に試掘を行う
33 土 (23)	H29.12.09 13:20 工具・資材	建築	トラロープによる進入防止柵を設置する作業中に、鉄ピンに固定したトラロープの余りをカッターナイフで切断したところ、勢い余ってカッターナイフの刃が自分の右大腿に当たり切創した  男37歳(右大腿部切創) 全治10日間	・本人の仕事に対する慣れや不注意	・カッターナイフの刃を自分に向けた切断作業は行わない ・一度に切断せず、徐々に切断する ・カッターナイフの使用について手順書に追記する
34 土 (24)	H30.01.20 16:27 埋設物	道路	道路拡幅工事において、大型ブロック積工施工のため、上段部の背面(路側部)の土砂掘削と仮設モルタル吹付を施工後、下段部の土砂掘削を完成させ、仮設モルタル吹付の施工待ち状態で、上段部の仮設モルタル吹付と共に地山土砂が崩落し、土中に埋設されていた上水道管(VPφ150)が破断した  (物損事故) 公衆災害(水圧低下2軒、1時間30分)	・土砂掘削を行い土圧解放したのち、速やかに仮設モルタル吹付を行わなかった ・一度に土砂掘削を進める施工延長を大きく設定しすぎた	・土砂掘削後、仮設モルタル吹付を同日中に施工するよう、施工工程を短縮する ・土砂掘削、仮設モルタル吹付、大型ブロック積工の施工延長を分割縮小して概ね10mとする



平成29年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (平成30年3月末現在) (No:9)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
35 土 (25)	H30.01.23 4:50 交通事故	維持管理	除雪作業を行っていた機械(ホイールローダー)の部品(ソリ)が離脱して県道上に落下したことに気付かず作業を継続し、その場を後にしたが、約4時間後、その現場を通りかかった一般車両が離脱した部品に乗り上げ、車体下部を損傷した  (物損事故) <b>公衆災害</b>	・法令で定められた点検・整備は行われており、ソリ部品も目視点検で異常は確認されていなかったが、ソリを本体に固定していたピンが外れ(折れたのか緩んだのかは不明)ソリが離脱した	・ソリ取り付け部について、月毎の点検で、ピンの傷の有無、変形、摩耗、緩みについて重点的に点検を実施する
36 土 (26)	H30.01.31 10:30 墜落・転落	道路	ロープ伏工において、段階確認終了後、モノレールに乗るため作業構台に移動中、足を滑らせ、勾配約45°の法面を約11m滑り落ちたが、既設の落石防護柵で止まり、下方道路への転落は免れた  男60歳(右橈骨遠位端骨折)加療6週間	・移動動線に作業通路用ロープが未設置で、安全帯を使用していなかった ・急斜面で足場が悪い状態にも拘らずステップ等が設置されていなかった ・書類を持ち、片手が塞がっており、不安定な体制で移動していた ・滑り止め長靴を着用していなかった	・各作業現場まで作業通路用ロープを追加して設置する ・安全帯の使用を徹底する ・足場の悪い箇所には、地山を削りステップを設ける ・急斜面では、両手を空けた状態で移動する ・滑り止め長靴等を着用する
37 土 (27)	H30.01.31 9:30 架空物	維持管理	国道除雪作業において、雪庇除雪作業をBH0.50m3を使用し行っていた。道路反対側にあった電柱から道路上を横断する形で、地上約9m付近に2本(中部電力)地上から約5m付近に1本(NTT西日本)の引張支線があった 監視員は、支線の存在をオペレータに伝えていたが、オペレータは上部の2本のみと思い込み、下部の引張支線を認識せず作業を行ったため、BHのバケットで断線した  (物損事故) <b>公衆災害(通信被害なし)</b>	・監視員が支線の設置状況をオペレータに正確に伝えられず、オペレータが全ての支線の存在を把握せず作業を行った	・除雪区間の地図に作業注意箇所を明示し、作業打合せ時にオペレータ、監視員及び作業員に施設状況を伝え注意を促す ・毎月の安全訓練実施時に作業注意箇所について説明し確認する ・監視員を重機作業箇所に配置し、作業注意箇所をオペレータに伝え、状況を確認し把握しているかを確認して作業を行う ・監視員はオペレータから見やすい位置で監視作業を行い、危険がある場合はホイッスルで速やかに警告する
38 土 (28)	H30.02.02 11:00 埋設物	道路	暗渠排水管設置のため、重機運行用の現場内仮設道の設置作業中に、バックホウで土砂の掘削作業を行っていたところ、バケットが水道管(VPφ50)に接触し破断した  (物損事故) <b>公衆災害(断水1軒、4時間)</b>	・移転済家屋の敷地内であったため、使用中の水道管は無いと思い込んでいたため、埋設管に対する注意喚起や監視をしていなかった ・埋設管の事前調査を行わなかった	・管理者立会いのもと埋設管の確認を確実に ・埋設管の位置を看板やマーキングで明示する ・掘削時には、監視人を配置し、手作業を併行して行う

平成29年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(平成30年3月末現在) (No:10)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
39 土 (29)	H30.02.02 11:00 架空物	河川	<p>根固めブロックの製作を河川管理道を製作ヤードとして行っていた。型枠を移動するため、バックホウ(0.45m<sup>3</sup>)でダンプトラック(2t)に積み込んだ後、ダンプトラックに続いて移動したバックホウのアームが架空線(中部電力)に接触し切断した</p> <p>(物損事故) 公衆災害(送電被害なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護カバー及び架空線の位置を明示する看板を設置していなかった</li> <li>・架空線の監視員を配置していなかった</li> <li>・朝礼、KY活動において、架空線に対する周知・注意喚起がなされていなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護カバー及び架空線の位置を明示する看板を設置する</li> <li>・バックホウ作業時には、架空線の監視員を配置する</li> <li>・朝礼による架空線近接作業の周知徹底、KY活動で現場を確認し安全意識の高揚を図る</li> </ul>
40 土 (30)	H30.02.01 16:00 立木処理	河川	<p>立木伐採後の集積、運搬・積込作業を作業員2名で(集積1名、運搬・積込1名)行っていたダンプトラックに枝の積込作業を行っていた際、積込んだ枝が落下し、作業員の右目に当り角膜を損傷した</p> <p>男76歳(右角膜びらん) 全治3日間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護メガネを着用するよう指導していたが、事故発生時は着用していなかった</li> <li>・作業中の現場代理人及び主任技術者の監視が不十分だった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護メガネ等作業に適した保護具の着用を徹底し、監視する</li> <li>・枝等のかさばる物をトラック等に積込む際は、安全に積込めるよう少量に分けて行う</li> <li>・目の高さ以上に積込む場合は、2名以上で作業を行い、1名は荷台で受取り積込む</li> </ul>
41 土 (31)	H30.03.01 12:00 その他 (融雪増水)	河川	<p>河道掘削を作業員5名、バックホウ3台、ブルドーザ1台、ダンプトラック2台で作業を実施していたところ、現場周辺の河川水位が急上昇し、中洲に作業員4名、バックホウ1台、ダンプトラック2台が取り残され、バックホウ1台が水没した 作業員4名はレスキュー隊によりボートで救助され、取り残された重機等は2日後に搬出された</p> <p>(物損事故)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業現場の水位上昇が予想される状態にあったにもかかわらず、作業前に現場上流の水位や雨量等の情報収集を怠り、当日の作業を開始した</li> <li>・作業開始後においても、予警報や上流の水位等の情報収集を行わず、急激な水位上昇により作業を中止するという判断ができなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象予警報や上流の河川水位、雨量等の情報を収集する</li> <li>・施工計画書に作業中止や及び作業再開の判断基準等を明記する</li> </ul>
42 土 (32)	H30.03.01 13:30 挟み込み	道路	<p>舗装補修を路面切削・基層舗設・表層舗設と施工する工事において、基層を舗設するためにフィニッシャーを使用し、被災者がホッパー内の合材を前方からスコップで集積していたところ、フィニッシャーが動いていたため、フィニッシャー前下部と既設舗装面(切削端部)に左足のつま先を挟まれた</p> <p>男48歳(骨折・外傷等なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業開始前のKY活動等で、稼働している機械近くでの作業について注意喚起を図っていたにもかかわらず、被災者の自己判断により、オペレータに合図しないまま稼働しているフィニッシャーのホッパー前方で作業していた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装機械は前後進作業があり作業員との接触の危険があるため、オペレータは前後進の前に確認する</li> <li>・作業員、誘導員が舗装機械の前後に入る時は、オペレータに合図する</li> <li>・誘導員は監視員との連絡を密にする</li> <li>・詳細な施工手順書を作成し、各作業員に徹底させる</li> </ul>

平成29年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(平成30年3月末現在) (No:11)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
43 土 (31)	H30.03.02 10:05  埋設物	道路	道路照明灯更新のため、既設照明灯の基礎を撤去後、同じ位置に新しい基礎を設置したが、路肩に支柱の一部がかかるところから、30cm歩道側へ再設置するためアースオーガで削孔作業を行っていたところ、歩道下1.4mの位置に埋設されていたN T Tの埋設管と光ケーブルを損傷させた  (物損事故) 公衆災害(通信障害253軒、12時間)	・既設基礎の移設を行う工事であり支障埋設物は無いものと認識し、施工前に埋設物の確認を行わず施工した	・地下埋設物件に関する岐阜県建設工事共通仕様書等を遵守し、打合せ事項を確実に履行する ・施工前の埋設物確認・報告及び現地立会を確実に実施する
44 農 (6)	H30.03.07 14:55  工具・資材	農地	型枠材加工のため携帯用丸鋸盤で切断作業を実施していたところ、丸鋸盤の歯が材に食い込んだ その際、丸鋸盤が歯の回転により前転し、被災者の手が引っ張られ、勢いにより手から離れるも、慣性により回転する歯に右手人差し指第2関節付近が触れ切創を負った  男75歳(右示指開放骨折) 全治2ヶ月間	・携帯用丸鋸盤の整備、点検が不十分であったため、接触予防のための安全カバーが有効に作動しなかった	・工具等は持込時に点検を行い、現場代理人の確認を受ける ・細部まで具体的な手順書を作成し、作業手順書をもとに危険防止についてKYで確認する ・工具等の使用者は、作業前に点検を行い記録する
45 土 (34)	H30.03.16 10:50  工具・資材	道路	歩道・乗入部の舗装補修工事において、電柱周りの既設舗装を撤去するため、ブレーカーでハツリ作業を行っていたところ、誤って作業員本人の右足中指付け根付近に、ブレーカーの先端を落とし負傷した  男38歳(右第3趾基節骨開放骨折) 全治約6週間	・慣れからくる雑な取扱いになっていた ・本人の不注意により手元が狂い操作を誤った	・安定した姿勢で研り作業を行うよう徹底する ・研り機のノミ先を研り箇所固定した後、操作するよう徹底する